

国際データによる選挙制度不均一仮説の検証

西川 美砂

概 要

1994年に選挙制度を軸とする政治改革が行われ小選挙区比例代表並立制が施工された。そこで、改革後は政策を軸とした政党中心のインセンティブが働き政権交代の起こる二大政党制の出現が期待された。しかし、現実には地方農村地区を支持基盤に持つ自民党が都市部を基盤にする公明党と連立政権を組んだり、民主党内に自民党と旧社会党の流れを汲む議員が存在したりと有権者にとっては分かり難い政治が続いている。また、民主党の台頭から二大政党制へ移行しているようにも思われるが、アメリカ合衆国のように一つの政党が政権をとり、後には野党が政権党に返り咲くというような二大政党制の特徴が現実化されていないことも事実である。本研究では、政治改革の遅れの一因は国と地方との選挙制度の不一致が原因であるという制度不均一仮説を国際比較データを用いて検証する。

キーワード

選挙制度、日本政治、政党政治、不均一化説

近代の民主主義は政党の存在があっではじめて機能する。民主主義における選挙では政党は政策を有権者に提示し、有権者は政策をもとに政党を選択することが理想である。しかし、戦後の日本では地元利益誘導型の政治が行われ、政党内での派閥争いや汚職が絶えなかった。その結果、有権者には政党の政策対立軸を理解するのは困難であったと思われる。このような政治が続く原因に挙げられたのが中選挙区制（単記非移譲型選挙）である。

周知のとおり、中選挙区制の選挙では同政党から複数の候補者が一つの選挙区に立てられることになり個人主導型の選挙活動がくりひろげられることになる。反対に相対多数決による小選挙区制では候補者が一人に限られ個人型のインセンティブは比較的弱いと考えられた。そこで、1994年に選挙制度を軸とする政治改革が行われ小選挙区制を用いた小選挙区比例代表並立制が施工された。また、相対多数決による小選挙区制（以降、本稿では小選挙区制は相対多数決制を意味するものとする）では二大政党制が出現しやすいこと（Duverger 1954）から、改革後は政権交代の起こる二大政党制の出現が期待された。さ

らに、比例代表制と小選挙区制を組み合わせた制度の場合には比例代表制の影響から政策先行の政党中心の政治が行われる事が期待され、両方の制度の長所が引き出されてくるといような期待もされた (Shugart and Wattenberg, 2001)。

選挙制度改革後の現行の並立制では、特に同政党から複数の候補者が同じ選挙区内で競い合うことがなくなったことから理論的には各政党が政策に重点をおいた政治活動を展開することを期待されたのは当然であると思われる。実際、政治改革をテーマに行われた研究の中には、1996年の衆議院選挙以降では派閥政治や個人主義的な政治活動の減少をほのめかした結果も見られる (Carlson 2006)。しかし、一方では地方農村地区を支持基盤に持つ自民党が都市部を基盤にする公明党と連立政権を組んだり、民主党内に自民党と旧社会党の流れを汲む議員が存在したりすることから有権者にとっては依然分かり難い政治が行われていると言える。また、民主党の台頭から二大政党制へ移行しているようにも思われるが、アメリカ合衆国のように一つの政党が政権をとり、後には野党が政権党に返り咲くといような二大政党制の特徴が現実化されていないことも事実である。

本プロジェクトでは、政治改革の遅れの一因は国と地方との選挙制度の不一致が原因であるという制度不均一仮説の検証を行っている。改革後は、同政党の候補者が競い合うことがなくなったことから政党主導型の政治活動が促される一方、地方レベルでは政治改革以前と同じ中選挙区制で選挙が行われている。このような状況では、国レベルでは政党中心のインセンティブが働いても地方レベルで個人型のインセンティブが残ったままになっていることになる。地方の政治アクターのインセンティブが国レベルの政治に反映されないのであれば、このような不一致は政治改革に影響がないものと思われる。しかし、国政選挙では地方の政党組織の支持も重要な要素となるので地方の影響が国レベルの政治に生じてくることは必然的である。

同プロジェクトメンバーは特に日本の選挙制度の不一致による影響を分析しているが、日本の国レベルと地方レベルの政治の不均一性が他国と比べどの程度のものなのか疑問であり、日本の政党政治の位置付けをするためにも国際比較をすることが重要である。そこで、本研究では他の民主主義国家と日本を比べ日本の不均一性の程度を確認する。その方法は多々考えられるが、国際比較を行いやすい選挙結果データを用いて行うことにする。特に本研究では、選挙区レベルのデータを用い政党支持の全国的なばらつきを見ることにより政治の国レベルでの均一化の判断材料とする。また、同プロジェクトのメンバーは様々な方角から日本の政治を分析し不均一仮説の検証を行っているが、文化や歴史の異なる国々でも不均一仮説が成り立つはずであるので、国際データでテストすることにより不均一仮説に普遍性があることを示す。

1. 選挙制度不均一の影響

先行研究でこのプロジェクトの焦点である不均一性に最も関連しているのが nationalization の研究である¹⁾。Schattschneider (1960) によると、nationalization とは国レベルで政党組織、政治活動、争点、また政党システムが発達すると同時に (center formation)、国レベルとはつながりの薄い地方に局所的に存在する政治組織が後退し各地域が同調化する (penetration and standardization of peripheries) 長期的な政治プロセスであるとしている (Caramani 2004 参照)。ここでは nationalization における先行研究を振り返りその後選挙制度の国と地方の均一化への影響を考えることにする。

幾人かの研究者が nationalization の要因を研究しているがこれらの研究で共通しているのが、選挙制度をそれほど重要視していないことである。Caramani (2004) は比例制などの選挙制度は nationalization を促進させることを指摘しているが、ヨーロッパでの nationalization が比例制導入の前に起こったことから nationalization の原因は選挙制度のためというよりは 18 世紀の産業革命後のイデオロジーやメディアの長期的な発達が要因であるとしている。また、Chhibber and Kolleman (1998) は、国レベルと選挙区レベルでの政党システムの類似性を有効政党数データをもとに分析し国の財政の中央集権化と国レベルでの政党システムの関連性を示している²⁾。Chhibber and Kolleman は、アメリカとインドでは地方の政党数と中央の政党数との相違の程度は時期によって変わっているので基本的に変化のない選挙制度よりも他の要因を考慮した説明が効果的であると指摘している。

確かにヨーロッパの nationalization の課程が比例制導入の前に起こったり、同じ選挙制度下で選挙が行われているのに nationalization の程度が変化する事に関しては選挙制度では変化の説明はできないが、このような研究結果は選挙制度の影響の存在を完全に否定してしまっているわけではない。例えば、同時期の異なる国々で nationalization の程度の相違がある場合にはこれらの国々の制度の違いからくる影響も考慮する余地があると思われる。Caramani も比例制導入後の nationalization の程度の向上に選挙制度が影響していないとは言えないことを指摘している。

1) Morgenstern and Swindle (2005) も nationalization と政党型のインセンティブの関連性を指摘している。
 2) Chhibber and Kolleman (1998) では nationalization という言葉は用いていないが、選挙区レベルでの有効候補者数がどのように国レベルでの政党数に集成されていくかという研究を行っているので本研究に関連性がある。

では、なぜ選挙制度は nationalization に影響するのであろうか。一つには、個々の選挙制度が政治アクターのインセンティブに異なった影響を与え、インセンティブの相違が政治均一化に反映されるためと考えられる。例えば、日本の中選挙区制のもと地元利益誘導型のような候補者個人主導のインセンティブが働くと政策を軸にした政党中心のインセンティブは損なわれがちである。地元利益誘導型の選挙が行われると個々の候補者の活動にばらつきが起こり、国と地方の政治の均一化は進みにくくなるのは必然的ではないかと思われる。反対に、政策主導型の政党中心の選挙が行われると各党のリーダーが政策をもとに政治を行おうとするので地方の政治環境によって政党支持等の違いはあるにしても相対的には政治の均一化が進みやすくなる。少なくとも各候補者は異なる地区で活動するにしても同じゴールの達成をめざして活動することになる。選挙制度は政治アクターのインセンティブに影響を及ぼすことは先行研究で広く受け入れられている (Sartori, 1976; Taaepera and Shugart, 1989, Carey and Shugart 1995; Grofman 2005; Shugart, Valdini, and Suominen 2005)。これらの研究結果に従うならば、選挙制度は政治の国と地方の均一化 (または不均一化) の原因と考えることができる³⁾。

以下では、選挙制度の影響を掘り下げて考えてみたい。本プロジェクトでは国レベルと地方レベルの選挙制度不一致による政治の均一化への影響を検討しているが、国レベルでの選挙制度の違いだけでも政治の均一化への影響があると思われるので最初に主な選挙制度の影響を個別に考え、その後に選挙制度不一致の影響を考慮してみたい。

1.1. 選挙制度の影響

Carey and Shugart (1995) は選挙制度の候補者の個人票を掘り起こそうとするインセンティブへの影響を考察している。Carey and Shugart によると選挙制度には政治アクターのインセンティブに影響を及ぼす4つの要因があるとしている。ここでは Carey and Shugart に従い特に拘束名簿式比例代表制、中選挙区制、小選挙区制、小選挙区比例代表制におけるこれらの4つの要因の影響を考慮する⁴⁾。Carey and Shugart は小選挙区比例代表制についての影響は考慮していないが、日本の現行の選挙制度が小選挙区比例代表制

3) Morgenstern and Swindle (2005) によると選挙制度よりもイデオロジー、大統領制、連邦制、民族の多様性などの他の要因が重要であるとしているが、先行研究では選挙制度の影響を報告するものの方が圧倒的に多いのでここでは選挙制度は政治アクターのインセンティブに影響があるものと考えられる。

4) Grofman (2005) もまた、どのような要因が政治アクターのインセンティブに影響を与えるのかを研究している。Carey and Shugart (1995) と Grofman の違いは Carey and Shugart では選挙区定員数を変数としているが、Grofman では選挙区の人口を変数としている。各国の選挙区の人口を変数とするとデータを入力するのが難しいので Grofman の方法ではケース数の減少につながる。そこで本研究では定員数を変数とする。

なのでここでは Carey and Shugart が用いる理論に基づいて小選挙区比例代表制についての影響も考えていくことにする。

第一の要因は政党がどの候補者を立てるのかを決める決定権があるかどうかである。Carey and Shugart (1995) は、この第一の要因を Ballot と分類している。政党リーダーは、拘束名簿式比例代表制のもとでは誰を政党リストにどのような順位で載せるかの最終的な決定権がある。このため、候補者の当選への確立を政党が大きく左右することになる。このような状況下では、政党リーダーが順位を決めるので当然候補者の政党リーダーに従おうというインセンティブも強くなる。反対に政党に候補者選びの決定権がない場合には政党中心のインセンティブが弱まることになる。

Carey and Shugart (1995) による第二の要因は、Pooling で複数の候補者に投票された票が政党の名のもとに合わせられ集計されるかどうかである。票が政党のもとに集められる場合には政党が選挙の焦点となるので政策に頼った政党中心のインセンティブが働くと言えるが、候補者個人の名のもとに個別に集計される場合には、候補者個人の要因が重要になり個人票を掘り起こそうとするインセンティブが働くことになる。

第三の要因は Vote で、同選挙区内で同じ政党からの候補者を選ぶ機会があるかどうかである。一選挙区内で同一政党から複数の候補者が立てられていて投票者に候補者個人を選ぶことを強いるような選挙制度の場合は政党よりも候補者個人の評判が選挙戦で重要になってくる。中選挙区制がこの代表である。このような場合では候補者は政党ではなく候補者個人の評判に頼らざるを得ないことから候補者の個人票を掘り起こそうというインセンティブが起こることになる。反対に有権者が同一政党の複数の候補者から選ぶような機会がない場合には、政策を中心とした活動のほうが有効的に票を集める手段になり得るため集合的なインセンティブが働くことになる。

第四の要因は District Magnitude で選挙区の定員数の影響である。Carey and Shugart は選挙区定員数は特に興味深い影響を及ぼすと指摘している。というのも、選挙区の大きさは第一の要因である政党がどの候補者を立てるのかの決定権があるかどうか (Ballot) によって異なるインセンティブが働くからである。もし、決定権がある場合には選挙区が大きくなるにつれて政党を中心とした集合的なインセンティブを強める要因となるとしている。反対に、決定権がない場合には選挙区が大きくなるにつれて個人的なインセンティブを強める要因になるとしている。

表 1 は上記のような政治アクターのインセンティブへの影響を特に拘束名簿式比例代表制、中選挙区制、小選挙区制、小選挙区比例代表制に絞ってまとめたものである。まず、表 1 によると拘束名簿式比例代表制は、全ての要因で政党中心のインセンティブが働いていることがわかる。まず、第一の要因の Ballot については拘束名簿比例代表制では政党

表1 選挙制度の個人票への影響

	Ballot	Pooling	Intra-party competition	District Magnitude
拘束名簿比例代制	Yes	Yes	No	Large
中選挙区制	Depends	No	Yes	Medium
小選挙区制	Depends	No	No	1
小選挙区比例代表 瀬尾	比例：Depends 小選挙区：Depends	比例：Yes 小選挙区：No	比例：No 小選挙区：No	比例：Large 小選挙区：1

が候補者の名簿の決定権があり順位も決定する。第二の要因の Pooling では票は政党に投じられ票の集計が政党のもとに行われる。第三の要因 Vote については、有権者は政党に票を投じ候補者個人を選ぶ機会はない。第四の District Magnitude については、Ballot で政党に決定権があるので比例制での選挙区定員数の多さは政党中心のインセンティブが強められることになる。

Carey and Shugart の他にも拘束名簿式比例代表制は政党中心のインセンティブが働くことを指摘している研究者は多々存在する (Stratmann and Baur 2002, Shugart, Valdini and Suominen 2005)。例えば、Shugart, Valdini and Suominen (2005) は拘束名簿式比例代表制は投票者が政党の政策に重点をおくことにより選挙戦での情報を有効的に用いて投票することができるので個人票を掘り起こすインセンティブが低いことを指摘している。また、比例代表制の特徴を考えると、比例制で選挙が行われた場合には選挙区が大きくなるので各政党は広域な範囲で有権者からの支持を取り付けようとするのが考えられる。そこで、政党にとっては地元利益誘導型の政治活動よりも政策をもとにした活動により広範囲で支持を固めていく手段が効果的である。

次に中選挙区制であるが、先行研究からも中選挙区制は個人主義的なインセンティブが働くことが予想される (Ramseyer and Rosenbluth 1993)。しかし、Carey and Shugart (1995) の理論によると中選挙区制は必ずしも個人型の影響を生み出すとは限らない。表1は、中選挙区制ではいくつかの要因が政党型のインセンティブに向くケースがあることを示している。まず、第一の要因の Ballot では政党が常に決定権がないとは限らない。もし、決定権がある場合には先行研究に反し、政党中心のインセンティブが働くことになり Ballot がどちらに向くかで政治アクターのインセンティブは大きく変わり得る。また、定員数も比例制ほど多くはないにしても複数となるので、第四の要因の District Magnitude でも政党中心のインセンティブが強められる可能性もある。しかし、投票者は候補者に票を投じ候補者のもとに集票され、また、同政党から複数の候補者が立てられることから、第二、第三の要因の Pooling と Vote では、常に個人型のインセンティブが働くことになる。そこで、中選挙区制では Ballot がどのように働くかは個々のケースで異なり

一概にどのような影響をもたらすかは判断できないということになる。しかし、PoolingとVoteの影響から拘束名簿式比例制と比べると四つの全ての要因で政党型のインセンティブが働く拘束名簿比例代表制よりは個人型のインセンティブが強いと理解できる。Carey and Shugartも中選挙区制では複数の候補者が同選挙区で競い合うので、政党がBallotをコントロールしている選挙制度の中では最も個人型のインセンティブが働く制度であると指摘している。

小選挙区制に関しても中選挙区制同様に四つの要因が複雑な影響を及ぼしているが、ここでも相対的には個人型のインセンティブが働いていると考えられる。まず、Ballotでは政党は候補者選に完全な決定権があるとは限らず個々の選挙制度によりインセンティブは異なることになる。(例えば、イギリスの場合には政党がバロットをコントロールしているがアメリカの場合は予備選挙で候補者を決めるので政党の権限は弱まることになる。) Poolingに関しては、票は候補者個人に投じられ集計も個人のもとに行われるので、複数の候補者の票が政党の名の下にプールされることはない。そこでPoolingでは個人型のインセンティブが起こることになる。しかし、Voteでは同一政党から複数の候補者が選挙区に立てられることがないことから候補者は個人の評判に頼る必要がなく個人型よりも政党中心に選挙戦を展開するほうが有効に票を集められる可能性がある。少なくとも政党中心の活動でも他の同政党からの候補者に票を奪われる心配はない。District Magnitudeでは定員数は常に1なのでBallotで起こるインセンティブを強めることはない。総合的には、拘束名簿比例代表制と比べてみると、票が候補者個人に投じられプールされないことがないので比例代表制よりは個人型のインセンティブが強いといえる。先行研究でも、小選挙区制のほうが比例代表制よりも候補者は地元と密接な関係を築き上げることが多いことが報告されている(Bowler and Farrell 1993; Lancaster and Patterson 1990; Scholl 1986; Stratman and Baur 2002)。また、Duverger (1950)によると小選挙区制の場合は政党の支持基盤が局部的な政党の場合でも一定の選挙区で議席を獲得できるので(Caramani 2004 参照) 政党組織もローカルになると考えられる。しかし中選挙区制と比べると、小選挙区制では同選挙区内に複数の候補者が立てられないので中選挙区制よりは政党中心型のインセンティブが働くのではないかと考えられる。

小選挙区比例代表制については、選挙制度事態が複雑で当然その政治アクターへの影響は複雑になると考えられる。周知のとおり、日本の小選挙区比例代表制は拘束名簿比例代表制と小選挙区制を組み合わせた制度である。上記にも述べられたように、拘束名簿比例制では政党中心のインセンティブが働くが小選挙区制では個人型のインセンティブが働く傾向がある。その上、比例制の影響と小選挙区制の影響は相互に作用することも考えられる。日本のように重複制を採用している制度では、相互作用は強まると考えられる。この

ような状況では小選挙区比例代表制がどのような影響を与えるかを結論づけるのは難しいが、小選挙区比例代表制は小選挙区制の利用により拘束名簿式比例代表制に比べて個人型のインセンティブが働くものと考えられる。しかし、中選挙区制に比べると比例制の存在により政党主導のインセンティブが働くと考えられる⁵⁾。

1.2. 選挙制度不一致の影響

次に地方レベルの選挙制度の影響を考え、選挙制度不一致が国と地方の不一致性にどのように影響をするか考えることにする。まず、選挙制度が一致しているケースであるがヨーロッパの多くの国が、国レベルでも地方レベルでも比例代表制を採用している。オランダ、デンマーク、ノルウェー等が比例制で選挙制度の一致している国の例である。このような国々では、選挙制度が原因となるインセンティブは同じである。そこで、国レベルで行われている比例代表制が生む政党中心のインセンティブを地方で利用されている比例制が妨げることは無いと考えられるので政党型のインセンティブが維持されると思われる。

同様に、アメリカ、カナダ、インド等の国々では国レベルと地方レベルの選挙制度が小選挙区制で一致している。このような国々では、各議員のインセンティブは両方のレベルで均一化しており国レベルのインセンティブが地方選挙により変えられることがない。しかし、比例制度が使われていないため、国レベルでも地方レベルでも個人主導のインセンティブが働くことが期待される。そこで、制度が均一であっても国と地方の均一性は低くなると考えられる。しかしながら、このような場合の均一性の低さは基本的には国レベルの選挙制度が引き起こしているのであって選挙制度の一致、不一致が引き起こしているのではない事を確認しておきたい。

日本の場合でも、1994年の選挙制度改革以前は衆議院議員選挙と地方選挙で中選挙区選挙が行われており、国レベルと地方レベルが中選挙区制で一致していたことになる。そこで、選挙改革以前には個人型のインセンティブがどのレベルでも働いていたと考えられ、純粋な比例制に比べると国と地方での均一性が低くなると思われる。しかし、この場合も上記の小選挙区制が一致しているケースと同様に中選挙区制が均一性の程度を下げているのであって選挙制度不一致が均一性の程度に影響を与えているのではない。

次に選挙制度が不一致な場合であるが、大きく分けて国レベルで比例区を用いているが地方レベルで小選挙区を用いている場合⁶⁾と、国レベルで小選挙区制を用いているが地方

5) しかし、Chhibber and Kolleman が示すように財政的に中央主権が確立されている場合には地方の政治組織と中央の政治組織が連携されていくので均一化が進むことが期待される。

6) 絶対多数決制と相対多数決制を含む。

レベルでは比例制を用いている場合がある。まず前者の例だが、ルクセンブルグとスイスがこの類に属する。これらのケースでは国レベルで政党型のインセンティブが働くが地方での小選挙区制による個人型のインセンティブに影響され国全体では政党型のインセンティブが弱まるものと考えられる。次に後者の国レベルでは小選挙区で選挙を行い地方では比例区で選挙を行っているケースだが、フランスがこのケースに属している。この場合には比例区の特徴である政党型のインセンティブが各地方の選挙内の枠組みでしか働かないが地方議員の政党型のインセンティブが国レベルのインセンティブに影響を及ぼす可能性がある。

選挙改革以降の日本では国レベルで比例制の選挙と小選挙区制の選挙が行われ、地方では中選挙区制の選挙が行われている。このような場合は比例制の存在により国レベルでは政党主導の政治活動が強まると考えられる。しかし、地方には同じようなインセンティブが働いていないため国レベルとは異なる性質の地方組織が残ったり個人主導型の政治活動が行われたりする。全体的には国レベルでのインセンティブの均一化につながらないと考えられる⁷⁾。日本の他にニュージーランドや台湾がこのタイプに属する。

上記のことから言えることは、選挙制度が不一致な場合には国レベルでのインセンティブが変えられるということである。そこで、下記の仮説が成り立つことになる⁸⁾。

仮説

選挙制度が一致していない場合には地方選挙の影響を受け国レベルでのインセンティブが変わる。

2. 仮説テストの方法

2.1. データ

上記の仮説を検証するには選挙を行った民主主義全ての国を選択するのが理想的であるが、地方の選挙制度や選挙区レベルでの選挙の結果を入手するのが困難なので、入手できる範囲でテストすることにする。本研究では、国の数は15だが各国の複数の選挙結果を利用する事ができたのでケース数は50となった。

7) 国レベルの小選挙区制の存在もこのような傾向に拍車をかけられると思われる。

8) 正確には、地方レベルで小選挙区制や中選挙区制で国レベルの制度と不一致な場合に nationalization の程度が低くなると考えるべきかもしれない。

2.2. 従属変数

従属変数の計測方法は多々あるが、従属変数はインセンティブの変化を反映できなければならない。一つには、政党支持が全国的に均一であるかどうかをみる方法がある。個人型のインセンティブが働く候補者は個人の評判に頼って再選しようとするので地元利益誘導型の政治活動を行うことになる。このような状況下では同じ政党からの候補といえども各候補者の力量により選挙区間での得票率に差が生じてくる。反対に政党型のインセンティブでは党の政策を中心に選挙戦を行うので地方の政治環境によっては差が生じるものの選挙区間での得票率票が似通ったものになる。このようなことから選挙区ごとの政党支持率を用いたデータを従属変数とすることができる。

特に、各政党の選挙区ごとの得票率のばらつきを測る方法と、各選挙区で政党支持が選挙ごとにどのように変化するかを測る方法もある。また、この二つの方法を両方取り入れることも可能である (Caramani, 2004; Mainwaring and Jones, 2003; Kasuya and Moenius, 2005; Mogenstern and Potthoff, 2005)。二つ目の方法では時系列で複数のデータが必要となり、ケース数の少ない段階ではこの方法を用いることは難しい。そこで、本研究では一つ目の方法をとることにする。

具体的には、Caramani (2004) は nationalization の程度を分析する際に国政選挙で議席を獲得した政党の各選挙区での得票率をもとに標準偏差を計算しこれらの政党の標準偏差の平均値を用いている。本研究でも標準偏差の平均を従属変数とすることにしたい。標準偏差の値が0に近づけば近づくほど政治が均一化しており、選挙区間のばらつきが少ないことになるので政党型のインセンティブのもと候補者が同じ目標を持って政治活動をしていると考えられる。なお、この測定方法は有効な測定方法であると思われるが、全く問題がないわけでもない。Caramani は、この方法では大きな政党の標準偏差値が平均値に与える影響が大きくなりそのためバイアスがおきてくることを指摘している。そこで Caramani は他の測定方法も紹介している。しかし、それらの方法も何らかの問題をかかえている。例えば、各標準偏差を平均値で割る xx ことにより政党の大きさの影響を調整することができる。しかしながらこの方法はケース数の影響を受けやすく国際比較に適していない。そこで、本研究では最もシンプルな標準偏差の平均値を用いることにする。

2.3. 独立変数

独立変数も従属変数と同様測定の方法はいくつかある。制度の一致、不一致は定義の仕

方によって異なってくるが、選挙制度の種類が一致している場合には国レベルと地方レベルの選挙制度が一致しているとする。例えば、中選挙区制や比例代表制で選挙区単位で選挙区定員数が異なっても選挙制度の種類が同じ場合には一致しているとみなす⁹⁾。特に本研究では相対多数決制小選挙区制、絶対多数決制小選挙区制、比例代表制、小選挙区比例代表制等がデータに含まれている。選挙制度がこれらのタイプで国と地方とが一致している場合には1、一致していない場合には0でコーディングする¹⁰⁾。

2.4. コントロール変数

選挙制度、民族の多様性、連邦制、人口、GDP/cap をコントロール変数として加えることにする。国レベルでの選挙制度は上記の議論でも均一性に影響を及ぼすと考えられる。選挙制度の場合は多種類あって全てをダミー変数を用いてモデルに組み込むことが理想であるが、現段階ではケース数が少ない事から多数のダミー変数を加えると perfect multicollinearity を引き起こしてしまうため、ここでは小選挙区制、名簿拘束比例制、非名簿拘束比例制と、その他をひとまとめにした4変数をダミーとして加えることにする。なお、小選挙区制をベースとする。

民族の多様性も政党支持パターンに影響を与えるのでコントロール変数として加える。特にインドのように民族が多様化している国では中央と連携していない地方の政党が存在しやすくなり政党支持にばらつきがでると思われる。同じように、連邦制か単一主権制かどうかによっても政党支持のばらつきに差が生じられると思われる。Chhibber and Kolleman (1998) が指摘するように、財政の中央主権のレベルによって国レベルと地方レベルの類似性の程度が異なってくるので、財政的に中央集権が成り立っている単一主権制の方が連邦制に比べ支持政党パターンが均一化すると予想される。コーディングは連邦制が1、単一主権制が0である。

選挙区定員数もコントロール変数として加える。選挙区数の数は定員数と反比例する。選挙区数が少ないと、政党支持もばらつきが少なくなると考えられる。特に、一選挙区での定員数が多いと標準偏差の地域格差が消し去られてしまうことになるので定員数が多い制度では必然的に標準偏差の平均値を小さくしてしまうと考えられる。

9) 選挙区の大きさを考慮に入れると小選挙区で選挙をしている国を除いては殆どの国で制度が一致していないことになるので選挙区の大きさを考慮するのは本研究では効果的でないと思われる。

10) なお、比例代表制は拘束名簿式と非拘束名簿式でインセンティブは変わるが、地方選挙での比例制が拘束か非拘束名簿式か判別できるデータを得ることが難しいのでここでは同じ分類とする。幸運にも仮説テストの結果(表7)を見る限り非拘束名簿比例制と拘束名簿比例制は小選挙区制よりも政党支持にばらつきを生むことが示されており両方の方式を一つの分類にしてもそれほど問題ではないように思われる。

また、GDP/cap も加えることにする。経済的な要因は間接的に国の政治の均一化に影響を与えるかもしれない。経済の発達している国ではコミュニケーションの手段が発達しており、中央の政党組織にとってコミュニケーションの発達は地方の組織や有権者に浸透して行きやすいと思われる。

人口も政党支持のばらつきに影響を与える可能性がある。政党にとっては人口が多いと、少ない場合に比べ国レベルで有権者を束ねるのは難しいと思われる。しかし、本研究では人口は非拘束名簿比例制と大きく比例している ($r > .5$) のでコントロール変数としてモデルに加えないことにする。また、人口を変数として従属変数との関係を調べたところ人口の影響は統計的に有意でなかったのでモデルに加えなくてもさほど影響がないものと思われる。

2.5. モデル

データはパネルデータなので、もし OLS を用いるならば係数にバイアスが生じる。そこで、パネルデータ専用のモデルを使うべきである。しかし、現段階では国の数が 15 でタイムポイントも国によっては 1 ポイントしかない国も多くデータのバランスがとれていない。このような状況では一種類のモデルに頼らず複数のモデルを用いることが好ましい (Jones 1999)。本研究では OLS, Between Regression, Within Regression, Random Effects MLE, Cross-sectional Time-series FGLS を使って結果の普遍性を確かめることにする。

3. 記述統計

上記では選挙制度不一致が国と地方の均一性の程度を下げるという理論上の結論に達したが、まず比例代表制と小選挙区制で選挙を行っている代表的な国での選挙結果をもとに標準偏差を分析し、比例代表制では均一性の程度が上がり、小選挙区では下がるというような上記の議論に沿った結果がでていいるか確認する。また、日本の中選挙区選挙の結果と並立制の結果を分析し政治改革の前後で標準偏差がどのように変化したかを検証する。

しかし、これらの検証をする前に Caramani の方法に従って標準偏差を算出し日本と他の国を比べてみることにする。まず、表 2 と表 3 は拘束名簿式比例代表制のノルウェーと小選挙区制のインドでの統計を示している。上記で議論したように比例制は比較的政党中心のインセンティブが働くため政党支持のばらつきが小さいことが期待され、小選挙区制

表2 ノルウェー (1997)

	標準偏差
Det norske arbeiderparti	5.91
Fremskrittspartiet	3.64
Hoeire	4.2
Kristelig folkeparti	5.2
Senderpartiet	4.29
Others	
Average	4.65

注：標準偏差の計算には出馬していない選挙区は含まれていない。平均値の算出には議席を獲得していない政党は含まれていない。また、一つの選挙区にしか出馬していない政党の標準偏差の計算は含まれていない。

では比例制に比べ個人型のインセンティブが働くのであればらつきが大きくなると期待されるが、その期待に沿う結果となっている。表2のノルウェーの選挙の場合では、標準偏差の最も大きい政党（Det norske arbeiderparti）は5.91で、以下5.2、4.29と続き国全体の平均値は4.65となっている。

表3は1998年のインドの結果であるが表2とは対照的である。標準偏差値の最大値は23.76（MUL）でその他にも三政党が20を超えている。平均値は13.8でノルウェーのケースとは約9ポイントの差がある。

表4は表2、3と同様に日本の2000年の衆議院選挙で標準偏差を計算した結果である。比例区の場合と選挙区の場合の値が大きく開いていることがわかる。比例区の場合には標準偏差が平均値で3.11で、ノルウェーの値と似通っている。小選挙区では標準偏差が13.0でインドの標準偏差と殆ど変わらない数値となっている。

表5は日本での結果を時系列で示しているので選挙制度改革の前後での変化を見る事ができる。標準偏差では選挙改革前の中選挙区制での値よりも選挙改革後の比例区での値の方が低くなっている。中選挙区制においては4.6から6.2の値で、比例区では1996年で4.04だが、2003年には2.35まで低下している。これと対照的に小選挙区では値が高く11.33、13.43、11.10となっている。そこで、日本の改革後の均一性の位置付けに関しては、並立制で比例区と小選挙区制の選挙が同時に行われているので改革前の中選挙区制とは比較が難しいが、平均的には以前よりもばらつきが生じてきていると思われる。しかし、インドに比べるとまだまだ値が小さい事も述べておきたい。

表3 インド (1998)

政党	標準偏差
BJP	14.44
BSP	11.44
CPI	17.25
CPM	19.25
INC	18.42
JD	11.71
SAP	19.49
AC	7.65
ADMK	7.51
AIIC (S)	15.36
ASDC	
DMK	5.13
FBL	22.42
HVP	12.36
JKN	14.52
JP	9.88
KEC (M)	
MUL	23.76
PMK	6.03
RPI	19.74
RSP	3.03
SAD	22.79
SDF	
SHS	20.04
SP	16.03
TDP	8.04
TMC (M)	5.42
平均	13.80

注：標準偏差の計算には出馬していない選挙区は含まれていない。平均値の算出には議席を獲得していない政党は含まれていない。また、一つの選挙区にしか出馬していない政党の標準偏差の計算は含まれていない。

表4 日本（2000）

A：小選挙区

政党	標準偏差
自民	14.8
民主	10.7
公明	9.8
自由	11.2
共産	6.7
社民	12.2
保守	20.7
無所属の会	16.4
自由連合	14.8
改革クラブ	7.6
諸派	8.0
無所属	16.4
	13.0

B：比例区

政党	標準偏差
自民	5.41
民主	4.12
公明	2.16
社民	1.85
共産	2.57
自由	2.53
保守	0.55
自由連合	0.94
社会	
	3.11

注：標準偏差の計算には出馬していない選挙区は含まれていない。平均値の算出には議席を獲得していない政党は含まれていない。また、一つの選挙区にしか出馬していない政党の標準偏差の計算は含まれていない。

4. 仮説テストの結果

上記では幾つかの選挙制度を代表的な国々を用いて選挙制度の影響を確認したが、ここ

表 5 日本衆議院選挙

Year	標準偏差
1960	4.74
1967	4.66
1969	5.15
1972	5.16
1976	6.20
1979	6.16
1980	6.09
1983	5.93
1986	5.59
1990	5.42
1996	4.04 (比例) 11.33 (小選挙区)
2000	3.11 (比例) 13.43 (小選挙区)
2003	2.35 (比例) 11.1 (小選挙区)

注：標準偏差の計算には出馬していない選挙区は含まれていない。平均値の算出には議席を獲得していない政党は含まれていない。また、一つの選挙区にしか出馬していない政党の標準偏差の計算は含まれていない。

では国と地方の選挙制度の不一致が政治アクターのインセンティブを変えることを国際比較データで検証することにする。最初に各国の選挙制度の一致、不一致の状況と標準偏差との関係を把握し、その後仮説のテストを行う。まず、表 6 は各国の選挙制度の一致状況を標準偏差と共に示している¹¹⁾。表 6 によると、一致していないのはフランス、イタリア (1994 年以降)、日本 (1996 年以降)、ルクセンブルグ、ニュージーランド、スイス、イギリスである。一致している国はカナダ、デンマーク、ドイツ、インド、アイルランド、イタリア (1992 年以前)、日本 (1993 年まで)、オランダ、ノルウェー、スウェーデンである。(ノルウェーの場合は、国レベルでは拘束名簿比例代表制で地方では非拘束名簿比例代表制で選挙を行っているが、両方とも比例代表制なのでここでは一致しているケースと考える。)

まず、国レベルで比例制のケースだが、デンマーク、イタリア (92)、オランダ、ノル

11) データ・ソース：Caramani (2004)：選挙制度：オーストリア：Election around the world, デンマーク：CSES, フィンランド：CSES 05, アイスランド：CSES, イタリア：Chang (2005), ルクセンブルグ：Shugart, Valdini and Suominen (2005), オランダ：Wikipedia (en.wikipedia.com), ノルウェー：CSES 02, ポルトガル：CSES 02, スペイン：CSES 96, スイス：CSES 02

表 6 政党支持パターンと国と地方の選挙制度

	国	地方	標準偏差
オーストリア (86, 90, 94, 95)	比例 (部分的非拘束名簿)		5.46
カナダ (97)	小選挙区 (相対多数決制)	小選挙区 (相対多数決制)	14.7
デンマーク (87, 88, 90, 94, 98)	比例 (非拘束)	比例	2.98
フィンランド (95)	比例 (非拘束)		10.6
フランス (97)	絶対多数決制	比例	5.54
ドイツ	併用制	併用制	5.61
アイスランド (83, 87, 91, 95)	比例 (部分的非拘束名簿)		5.34
インド (98)	小選挙区 (相対多数決制)	小選挙区 (相対多数決制)	13.8
アイルランド (92, 97)	単記移譲式投票制	単記移譲式投票制	6.05
イタリア (92)	非拘束名簿比例制	比例	3.52
イタリア (96)	併用制	比例	8.43
日本 (60, 67, 69, 72, 76, 79, 80, 83, 86, 90)	中選挙区	中選挙区	5.51
日本 (96, 00, 03)	並立制	中選挙区	7.56
ルクセンブルグ (94)	比例 (非拘束名簿)	絶対多数決, 比例	3.96
オランダ (82, 86, 89, 94, 98)	比例 (非拘束名簿)	比例	4.31
ニュージーランド (02)	併用制	小選挙区 (相対多数決制)	8.95
ノルウェー (89, 93, 97)	比例 (拘束名簿)	比例 (非拘束名簿)	4.17
ポルトガル (87, 91, 95)	比例 (拘束名簿)		7.95
スペイン (96)	比例 (拘束名簿)		5.73
スウェーデン (94, 98)	比例	比例	3.07
スイス (79, 83, 87, 91, 95)	比例 (非拘束名簿)	比例, その他	8.04
イギリス	小選挙区 (相対多数決制)	小選挙区 (相対多数決制), 単記移 譲式投票制, 並立制	12.40

注：標準偏差の計算には出馬していない選挙区は含まれていない。平均値の算出には議席を獲得していない政党は含まれていない。また、一つの選挙区にしか出馬していない政党の標準偏差の計算は含まれていない。フランスは Department のレベルで集計されたデータを利用している。(Caramani (2004) 参照)

ウェー、スウェーデンは国でも地方でも比例制で選挙を行っており選挙制度が一致している。ルクセンブルグとスイスは国では比例制だが、地方では比例制の他にも絶対多数決制などで選挙が行われており選挙制度が一致していない。この表だけでは制度不一致の影響が明らかではないが、一致しているデンマーク、イタリア (92)、オランダ、ノルウェー、スウェーデンが 2.98, 3.52, 4.31, 4.17, 3.07 に対し、一致していないルクセンブルグ、スイスが 3.96, 8.04 となっている。オランダの場合は 4.31 と高めになっているが、これは国レベルでの非拘束名簿の利用が数値を押し上げていると考えられる。ノルウェーの値も 4.17 で比例制で一致している国の中では値が高いが、地方制度での非拘束名簿比例代

表制が個人主導型の政治を展開させ、標準偏差の値を押し上げている可能性がある。ルクセンブルグは国が小さいので選挙制度が一致していないにもかかわらず値が小さいのかもしれない。

ドイツ、イタリア（96）、日本（96、00、03）、ニュージーランドは、国レベルでは小選挙区比例代表制で選挙を行っており小選挙区制と比例制の両方を同一の選挙で行っているという点で似通っている。しかし、ドイツは地方レベルの選挙制度も併用性で選挙制度が一致しているがイタリア（96）とニュージーランドと日本の場合は一致していない。これらの国の標準偏差を比べてみるとドイツが5.61で、その他の国が8.43、7.56、8.95でこれらの国においては選挙制度不一致の国の方が政党支持のばらつきが大きい。

カナダとインドは小選挙区制で国レベルと地方の制度が一致しており、標準偏差の値は14.7、と13.8である。イギリスは国と多くの地方選挙で小選挙区制が使われているが、北アイルランドで単記移譲型選挙（STV）が使われており選挙制度が一致していない。イギリスの標準偏差の値は12.40で一致しているカナダとインドよりも少々低くなっている。この三国だけを検討すると制度不一致の仮説は支持されていないように思われるが、カナダとインドは言語も多様で政党組織が地方で国と連携しにくいと思われるので標準偏差がイギリスよりも高いのは、選挙制度のためのものではない可能性もある。

表7は各国の標準偏差を従属変数とした仮説テストの結果である。Between Regressionの結果を除いて全てのモデルでマイナスの係数が出ている。例えばOLSの場合であるが、制度一致の場合には制度不一致の場合と比べて標準偏差の値が3.771ポイント低くなっている。また、Between Regressionの結果を除いて全ての係数が統計的有意となっており仮説は支持されたことになる。Between Regressionの場合はケース数が少ないのでこのような結果となっていると思われるので、選挙制度不一致により政治アクターのインセンティブが変えられたと結論付けることができる。また、五通りのモデルで係数がマイナスであることから選挙制度が一致している場合には政党支持のばらつきが少なくなったと言える¹²⁾。

コントロール変数の中では民族の多様性も統計的に有意な結果が出ている。OLSでは民族の多様性が1ポイント増えると標準偏差は9.630ポイント上昇するという結果が示されている（ $p < .01$ ）。選挙制度においては拘束名簿比例制の場合で係数が全てのモデルでマイナスとなっており、小選挙区制に比べて拘束名簿比例制のほうが標準偏差が小さいことが分かる。選挙制度一致変数と同じようにこの場合もBetween Regressionでは統計的に有意ではないがその他のモデルで有意となっている。非拘束名簿比例制ではやはり係数

12) 一致のケースで国と地方レベルで比例制、不一致のケースで国では比例制、地方では相対多数決制などの小選挙区制を用いている場合が多いので一致しているほうがばらつきが小さく考えられる。

表7 選挙制度不均一の政党支持パターンへの影響

Independent Variables	OLS	Between regression	Fixed-effects (Within) regression	Random effects ML	Cross-sectional Time-series FGLS
選挙制度一致	-2.348** (.783)	.986 (2.418)	-2.551*** (0.476)	-2.398*** (.653)	-2.954*** (.456)
非拘束名簿 比例制	-2.692** (1.058)	-3.098 (3.332)	-3.488**	-3.060 (2.006)	-2.670*** (.724)
拘束名簿 比例制	-3.771*** (1.319)	-7.196 (4.017)		-4.531* (2.322)	-3.173*** (.841)
Other	-1.125 (1.167)	-4.194 (3.331)		-1.667 (1.950)	-.584 (.733)
民族多様性	9.630*** (2.556)	11.799 (6.021)		10.060*** (3.693)	9.315*** (1.719)
連邦制	-.152* (0.895)	-2.714 (3.052)		-0.043 (1.593)	.708 (.519)
大統領制	-3.360 (1.788)	-.934 (6.021)		-3.589 (3.002)	-4.123*** (1.031)
選挙区定員	0.001 (0.008)	.004 (.029)	.061 (.051)	.005 (.018)	-.001 (.005)
Ln (GDPcap)	0.184 (.757)	.702 (1.913)	-.151 (.561)	.156 (.510)	-.095 (.416)
Constant	10.246 (7.981)	.910 (20.439)	6.895 (5.737)	7.339 (5.813)	7.851* (4.451)
N	350	50 (Group=5)	50 (Group=15)	50 (Group=15)	50 (Group=15)
R ²	.73	Within = .32 Between = .79 Overall = .52	Within = .53 Between = .01 Overall = .02		
Log likelihood				-80.73	-69.53

*** : p<.01, ** : p<.05, * : p<.10

がマイナスのことから非拘束名簿比例制が小選挙区制に比べて標準偏差が低くなるようである。OLSと、Fixed-effects regressionと、Cross-sectional Time-series FGLSで統計的に有意となっている。

連邦制では予想に反してほとんどのモデルで係数がマイナスとなっている。これは連邦制のほうが単一主権制よりも標準偏差が小さいという意味だが、理論上の予想と適合していないので連邦制のほうが単一主権制よりも政党支持のばらつきが小さくなる結論付けるのは控えるべきだろう¹³⁾。大統領制では係数がやはりマイナスだが統計的に有意なのは

13) 民族多様性と連邦制の相関関係が高いことが (r=0.82) このような結果の原因かもしれない。これらの変数をモデルから削除しても仮説テストに影響はない。

Cross-sectional Time-series FGLS だけである。その他のコントロール変数の選挙区定員数と GDP cap の影響は一貫性がないのでこれらの変数の影響を判別することはできない。

5. 結論

日本の政党支持のばらつきは他国に比べて大きくもなく小さくもなく中間的な位置を占めていると思われる。また、選挙制度改革後も標準偏差が示す限りではばらつきの程度が低くなったとは言い難い。このことから、選挙改革後政党中心のインセンティブが強まったとは言えないように思われる。選挙制度不均一仮説については、仮説は本研究ではケース数が少ないながらもその結果の普遍性から（表7）支持されたといっても良いと思われる。

謝辞 本研究は科学研究費補助金（課題番号 16330023）による助成を受けて行われました。

Bibliography

- Bowler, Shaun, and David M. Farrell. 1993. "Legislator Shirking and Voter Monitoring : Impact of European Parliament Electoral System upon Legislator-Voter Relationships." *Journal of Common Market Studies* 31(1) : 45-69.
- Caramani, Daniele. 2004. *The Nationalization of Politics : The Formation of National Electorates and Party Systems in Western Europe*. Cambridge : Cambridge University Press.
- Carlson, Matthew M. 2006. "Electoral Reform and the Costs of Personal Support in Japan" *Journal of East Asian Studies* 6 : 233-258.
- Carey, John M and Matthew Soberg Shugart. 1995. "Incentives to Cultivate a Personal Vote : a Rank Ordering of Electoral Formulas" *Electoral Studies* 14 : 417-439.
- Chang, Eric C. 2005. "Electoral Incentives for Political Corruption under Open-List Proportional Representation." *Journal of Politics* : 67(3) 716-730.
- Chhibber Pradeep and Ken Kolleman. 1998 "Party Aggregation and the Number of Parties in India and the United States" *American Political Science Review*. 92 : 392-342.
- Duverger, Maurice. 1950. *L'Influence des Systemes Electoraux sur la Vie Politique*. Paris : Presses de la Fondation nationale des Sciences Politiques.
- Duverger, Maurice. 1954. *Political Parties : Their Organization and Activity in the Modern State*. New York : Wiley.
- Golder, Matthew. 2005. "Democratic Electoral Systems Around the World, 1946-1990." *Electoral Studies* 24 : 103-121.
- Grofman, Barnard. 2005. "Comparisons among electoral systems : Distinguishing between localism and candidate-centered politics" *Electoral Studies*. 24 : 735-740.
- Jones, M. P. 1999. "Electoral Laws and the Effective Number of Candidates in Presidential Elections." *Journal of Politics*. 61(1) : 171-184.

- Lancaster, Thomas D. and W. David Patterson. 1990. "Comparative Pork Barrel Politics : Perceptions from the West German Bundesg." *Comparative Political Studies* 22(4) : 458-77.
- Moenius, Johannes and Yuko Kasuya. "Measuring Party Linkage Across Districts : Some Party System Inflation Indices and Their Properties" *Party Politics* : 10(5) 543-564.
- Mogensen, Scott and Richard F. Potthoff. 2005. "The Components of Elections : District heterogeneity, district-time effects, and Volatility" *Electoral Studies* 24 : 17-40.
- Morgenstern, Scott and Stephen Swindle. 2005. "Are Politics Local? : An Analysis of Voting Patterns in 23 Democracies" *Comparative Political Studies* 38 : 143-170.
- Ramseyer, Mark and Frances M. Rosenbluth. 1993. *Japan's Political Marketplace*. Cambridge : Harvard University Press.
- Rose, R. and D. Urwin. 1970. "Persistence and Change in Western Party Systems since 1945." *Political Studies* 18 : 287-319.
- Sartori, Giovanni. 1976. *Parties and Party Systems : A Framework for Analysis*. New York : Cambridge University Press.
- Scholl, Edward L. 1986. "The Electoral System and Constituency-Oriented Activity in the European Parliament." *International Studies Quarterly* 30(3) : 315-32.
- Shugart, Matthew S., Melody E. Valdini, and Kati Souminen. 2005. "Looking for Locals : Voter Information Demands and Personal Vote-Earning Attributes of Legislators Under Proportional Representation." *American Journal of Political Science* 49(2) : 437-449.
- Schattschneider, E., 1960. *The Semisovereign People : A Realist's View of Democracy in America*. New York : Holt, Rinehart, and Winston.
- Shugart, Matthew S. and Martin P. Wattenberg. 2001. "Are Mixed-Member Systems the Best of Both Worlds?" In M. S. Shugart and M. P. Wattenberg, eds., *Mixed-Member Electoral Systems : The Best of Both Worlds?* Oxford : Oxford University Press.
- Stratmann, Thomas and Martin Baur. 2002. "Plurality Rule, Proportional Representation, and the German Bundestag : How Incentives to Pork-Barrel Differ Across Electoral Systems" *American Journal of Political Science* 46 : 506-514.
- Taagepera, Rein, and Matthew S. Shugart. 1989. *Seats and Votes : The Effects and Determinants of Electoral Systems*. New Heaven : Yale University Press.